

財 第 1 号
平成 26 年 4 月 1 日

関係部局長
教育委員会教育長
警察本部長
病院局長 } 殿

総務部長

平成 26 年度予算執行方針について（通知）

平成 26 年度予算については、下記事項に留意のうえ、効率的・効果的な執行を確保してください。

記

平成26年度当初予算は、消費税率の引上げに伴う景気の腰折れを防ぎ、景気の回復や雇用の拡大を実感できるよう、防災・減災対策や社会インフラの老朽化対策など、投資的経費について3年ぶりに1,300億円台を確保するとともに、プレミアム付き商品券の発行支援や緊急雇用の基金を活用した雇用創出を行うこととしている。

また、「安心・活力・発展プラン」の実質的な仕上げの年として、各分野の目標達成に向けた政策を積極的に計上するとともに、人口減少を踏まえた地域づくりなど、新たな政策展開にも力点を置いたところである。

他方、「大分県行財政高度化指針」の最終年度となる27年度末の財政調整用基金残高は、目標である323億円を上回る379億円を見込むとともに、県債残高についても減少に転じるなど、これまで取り組んできた行財政改革が奏功し、財政基盤も整いつつある。

しかしながら、地方財政は、なお10兆円を超える財源不足を抱え、臨時財政対策債に依存する構造に変わりはない。また、国が目指す基礎的財政収支の黒字化による地方財政への影響など、今後も必要な一般財源総額が確保されるのか懸念される。

こうした状況を踏まえ、予算の執行にあたっては、弛まらず行革実践力を発揮しつつ、県民ニーズに即した効果的な事業執行に努めることとする。

I 全般的事項

- 1 当初予算は、現時点で見込みうる財源の全てを捕捉したうえで、年間予算として編成しており、原則として補正は行わないが、国の動向等には十分留意すること。
- 2 おおいた成長枠など新規事業については、事業目的が達成されるよう、関係者に内容等を十分に周知徹底したうえで、早期に着手するなど、適切に執行すること。
- 3 国の25年度補正に係る投資的事業については、平成26年2月18日付け財第1113-1号により通知したとおり、早期執行に努めること。また、当初予算分についても計画的な執行に努めること。
なお、国においては、補正予算分については、6月末までに7割、9月末までに9割以上、当初予算分は6月末までに4割、9月末までに6割以上を執行するという目標を設定していることに留意するこ

と。

- 4 国の補正に係る基金について、積み増しや終期延長が行われたところであり、これらの基金を活用した予算の執行にあたっては、残額が生じないように努めること。
- 5 消費税率の引上げに伴い、円滑かつ適正な事務事業の執行を図るよう留意すること。
- 6 予算執行にあたり、状況変化等により不用となった予算については、3月補正予算において減額すること。
また、年度末における事業実施や行事の開催、旅行、備品・消耗品の購入等が集中することのないよう、計画的な執行に努めること。

II 歳入に関する事項

1 県 税

税収の確保に向けて、滞納整理の早期着手と厳正な滞納処分により徴収を強化するとともに、特に個人県民税については、市町村への職員派遣や地方税徴収強化対策連絡会議による連携強化を図り、徴収率向上に努めること。

2 地方交付税

普通交付税について、本県財政需要の実態と算定額の乖離、特に消費税率の引上げに伴う社会保障の充実分等の状況等を分析し、対策を講ずること。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、社会経済情勢の推移等に即した見直しを行うこと。

なお、27年10月からの消費税率の引上げについては、国が経済状況等を勘案し判断することから、その動向を注視し、適切に対処すること。

4 国庫支出金

関係省庁からの情報収集に努め、国庫補助事業等の積極的な活用を

図るとともに、本県ニーズに即した補助制度の創設や弾力的運用などに関し、国に要望・提案すること。

また、前金払いや概算払いの制度を最大限活用し、事業の進捗に応じた資金の確保に努めること。加えて、受託事業については、受託に係る人件費も請求すること。（国以外の団体等からの受託も同様）

5 県 債

県債充当事業の内容変更や事業費の増減等に留意し、適正な活用に努めること。

また、地方債の充当率や交付税措置など制度改正の動向に留意し、有利な地方債の活用を図ること。

III 歳出に関する事項

1 政策予算

(1) 公共事業

このところ、繰越事業（事故繰越しを含む）が増加傾向にあることから、現年事業分とあわせ常に進行管理を行い進捗に万全を期すこと。

事務費率については、全体事業費の5.0%以内とする。ただし、継続事業については、従前の補助基準によること。

(2) 一般国庫補助事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

なお、各省庁との折衝を通じて、増額補正や新規受入れ等の必要が生じた場合には、その事業内容や効果等について十分検討するとともに、あらかじめ財政課と協議すること。

(3) 単独建設事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

また、入札残等については、不用額として3月補正で減額すること。

なお、事務費率については、全体事業費の5.0%以内とする。

(4) 貸付金

制度の趣旨を周知徹底し、その活用を図るとともに、融資対象事業の内容に応じ適期にこれを執行すること。

また、資金の預託に際しては、資金収支に及ぼす影響が大きいため、融資残あるいは資金の利用状況等を十分精査のうえ効率的な執行に努めること。

なお、経済金融情勢の変動等に伴う金利動向に十分留意すること。

2 部局枠予算、管理予算

年間を見通した執行計画を立てたうえで、効率的に執行するとともに、支出の必要性を常に精査しながらその節減に努めること。

なお、社会保障関係費については、予算に占める割合が年々増加しており、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、制度改正等の影響にも十分留意のうえ、所要額の的確な把握とともに計画的な執行に努めること。

3 その他の留意事項

- (1) 補助金等については、支出目的が達成されるよう適切に執行すること。また、交付時期等に留意し、交付先等で資金が滞留することのないようにすること。
- (2) 国庫補助事業、受託事業については、財源の収入時期を的確に把握し、県費の長期または多額の立替えが起きないように留意すること。
- (3) 未利用財産の売却等の準備や手続については、改訂した県有財産利活用推進計画に基づき県有財産経営室で一元的に執行することから、情報の共有化を進めるとともに、県有財産の積極的な利活用を図ること。
- (4) 使用料や貸付金等に係る未収債権については、大分県債権管理マニュアルにより滞納整理を強化するなど、その縮減に努めること。
- (5) 創意工夫による物件費の節減等について、各部局の翌年度当初予算の政策予算要求枠に上乘せする予定であり、その詳細については、別途通知する。
- (6) 制度改正、国庫補助単価改正の事由等により、所要額や財源等に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。
- (7) 指定管理者制度により管理運営を行う施設については、必要なサービス水準や安全性の確保等を図るため、指定管理者任せにすることなく、県自ら施設の設置者として、常にその管理運営や委託事業の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずること。
- (8) 県立大学法人に対する運営費交付金については、中期計画における予算・収支計画の執行管理を行うとともに、人件費等の所要額を常に的確に把握すること。

IV 予算配当等

予算の配当については、事業の執行計画や財源確保の見通し等に十分

配意のうえ、原則として年2回行うものとするが、今後の情勢の変化等によっては特別な措置を講ずることもあり得るので留意すること。

また、予算の令達にあたっては、年間執行計画を作成し、地方機関等に対して早期に配分見込額を示すとともに、予算執行時期に配慮しながら、適時適切に行うこと。

なお、配当申請は、原則として各部の主管課でとりまとめて行うこと。

V 特別会計に関する事項

一般会計に関する事項を参考にして執行すること。

VI 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体については、その経営状況が県の行財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、「公社等外郭団体に関する指導指針」に基づき、適正な事業運営が行われるよう指導監督すること。

また、「公社等外郭団体の見直し方針」(~26年度)に沿って進捗状況を管理し、団体の統廃合をはじめ、出資金の引き上げ、財政支援の廃止・縮小を進めること。